

伊豆市空き家リフォーム補助金の概要

この補助金は、空き家の活用を促進し、移住及び定住人口の増加を図るため、空き家バンク登録物件（以下、登録空き家）に入居した方が行うリフォームに対し、その費用の一部を補助するものです。

【補助の対象者について】

- 売買契約により新たに登録空き家の所有者になった個人の方、もしくは賃貸借契約により登録空き家を借りた個人の方
 - ※ 契約相手が三親等内の親族でないこと
 - ※ 市税等の滞納がないこと
 - ※ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
 - ※ 伊豆市若者定住促進補助金を受けていないこと
 - ※ 暴力団員等でないこと

【補助の対象となるリフォームについて】（補助金交付決定前のリフォームについては対象外）

- トイレ、風呂、台所、居室その他生活するために必要なものに対するリフォームであること
- 市内業者が施工する10万円以上のリフォームであること
 - ※ 市内業者は市税等を完納していること
- 登録空き家が店舗や事務所等を併用するものにあつては、居住のために使用する部分のみ対象

【補助額について】

- リフォームにかかった経費の2分の1以内で、50万円を上限（千円未満切り捨て）
 - ※ その他の補助制度を利用している場合は、その補助額を除いた額の2分の1以内

【その他】

- 補助事業完了後、3年以上補助対象の空き家に居住してください。正当な事由がなく、3年以内に居住しなくなった場合は規定の額を返還していただきます。
- 補助金は予算の範囲内での交付となります。
- 補助事業完了後5年間は、本補助金に係る費用に関する書類を保存してください。

【問合せ】

伊豆市総合政策部地域づくり課地域づくりスタッフ

〒410-2413 伊豆市小立野 38-2 TEL : 0558 - 74 - 3066 Fax : 0558 - 74 - 3067

E-mail : kikaku@city.izu.shizuoka.jp

【手続きの流れ】

登録空き家を購入または賃借



| | | |
|-------|--|--|
| ●申し込み | 「伊豆市空き家リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて、地域づくり課へ提出。 | |
| | 添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> ●登録空き家の売買契約書または賃貸借契約書の写し ※賃貸借契約の場合は、空き家の所有者等の承諾書 ●リフォームにかかる見積書 ●リフォーム前の見取り図及び写真 ●住民票の写し（続柄記載のあるもの） ●世帯員全員の直近3年間の納税証明書 ●市内施工業者の市税の完納証明書 |



交付決定後にリフォームを開始（決定以前に着手した工事は対象になりません）



| | |
|--------|---|
| ●変更/中止 | リフォームの内容・経費を変更または中止する場合、「伊豆市空き家リフォーム補助金変更承認申請書（様式第3号）」を地域づくり課へ提出。 |
|--------|---|



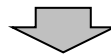
リフォーム完了



| | | |
|-------|--|---|
| ●完了報告 | 「伊豆市空き家リフォーム補助金完了報告書（様式第5号）」に次の書類を添えて、地域づくり課へ提出。 | |
| | 添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> ●リフォーム後の見取り図及び写真 ●補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書など） |
| | 提出期限 | リフォーム完了後30日以内か、年度の末日までのどちらか早い日。 |



| | |
|---------|--|
| ●補助金の請求 | 市からの交付確定後に「伊豆市空き家リフォーム補助金請求書（様式第7号）」を地域づくり課に提出。（郵送も可） ※請求書は、交付確定書と一緒に送付します。 |
|---------|--|



| | |
|--------|-----------------------------------|
| ●書類の保存 | 補助事業完了後5年間は、本補助金に係る費用に関する書類を保存する。 |
|--------|-----------------------------------|